

第6号様式別表3記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
2「政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んでください。	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所の所在する都道府県が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の5を用いて計算する法人をいいます。以下この記載の手引中において同じです。
3「当期の控除対象外国税額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表6(2)）の1の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の1の欄の金額を記載します。	
4「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
5「国税の控除限度額④」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表6(2)）の17の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の9の欄の金額を記載します。	
6「道府県民税の控除限度額⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人は、国税の控除限度額に100分の5を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人は、第6号様式別表4の2の⑦の欄の金額を記載します。	
7「前3年以内の控除未済外国税額の明細」	(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。 (2) 「控除未済外国税額⑬」の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) この申告書を提出する法人を合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格合	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
	併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第6号様式別表4の2の4の⑦の欄の金額 (ロ) この申告書を提出する法人を分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第25項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第6号様式別表4の2の5の⑤の欄の金額	
8「各道府県ごとに控除する外国税額の明細」	2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人が次のように記載します。 (1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第6号様式別表4の2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 (2) 都道府県ごとの「控除すべき外国税額⑩」の欄の計算は、「当期分の控除外国税額⑨」及び「前3年以内の控除未済外国税額⑩」の合計額を各都道府県ごとに従業者数又は補正後の従業者数によりあん分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。 (3) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式の⑧の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）を記載します。	